

申告相談日程

事前予約をしておくと待ち時間がなく便利です。
予約方法は16ページをご覧ください。(出張申告は予約できません。)

所得税及び復興特別所得税の還付申告の受付も同時に実施しておりますが、青色申告、配当・株式譲渡及び先物取引や土地の譲渡所得などの分離課税のある方は、別府税務署で申告していただくようお願いします。

■出張申告相談

受付日	受付対象区 (9時30分~11時30分)	受付対象区 (13時~15時)	受付会場
2月2日(月)	東部・西部・南部	赤松・一北・自然郷・中部	藤原地区公民館 ホール
2月3日(火)	北大神・南大神・後村・中村・中央	三尺山・原山・片原津・照川	大神地区公民館 2階集会室
2月4日(水)	上深江・高尾・日比の浦・港	牧の内・軒の井・真那井・八代	
2月5日(木)	長野・法花寺・上の原 影の木・西の一・西の二 宮の下・中の二・中の三	太田・是城・ 辻間団地(東・西・南・北)	豊岡地区公民館 1階会議室
2月6日(金)	西の三・西・新町・仲町	本町・小浦・影平・目刈・高平・ 薄尾・今畠・柏川	
2月9日(月)	宗行・則次・辻の尾 成行・千騎・大峯	平原・内野・東小深江・西小深江	川崎地区公民館 ホール
2月10日(火)	南浜・北浜・若宮・下町・本町・ 日出中央・八日市・西八日市	佐尾・上仁王・東仁王・堀・ 内堀・日出団地	日出町役場 旧館3階 大会議室

■申告相談

受付日	9時~11時30分	13時15分~15時45分	受付会場
2月12日(木)~ 2月13日(金)	年金受給者の申告相談		日出町役場 旧館3階 大会議室
2月16日(月)~ 3月16日(月) ※土日祝除く	申告相談 ※出張申告・年金受給者の申告相談に来られない場合は こちらへお越しください		

個人住民税(町県民税)の 電子申告が始まります



スマートフォンやパソコンで、eLTAX(エルタックス)からマイナンバーカードを利用して申告が可能です。概要については、町ホームページ(ページID:4117)をご覧ください。

※eLTAX(エルタックス)とは地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用し、地方税の手続を電子的に行うシステムです。

収入がない方は スマートフォンなどから 申告ができます

※ 遺族年金や障害年金などの非課税収入のみの方を含む
2月2日(月)から個人住民税申告(遺族年金等のみの方、無収入の方)は右下の二次元コードから申告ができます。詳細は町ホームページ(ページID:4109)に掲載しておりますので、ご覧ください。



令和8年度 町県民税(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料)申告のお知らせ

※ 対象期間は令和7年1月1日から令和7年12月31日です。

※ 申告書の提出がないと、所得証明書などを発行できない場合があります。また、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している方で申告がないと、軽減措置が受けられない場合があります。

申告が必要な方

令和8年1月1日現在、日出町内に居住している方で、
次に該当する方

- 営業、農業、不動産、一時所得等のある方
 - 給与収入があるが、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されていない方
 - 遺族年金や障害年金などの非課税の収入のみの方
 - 給与、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除(社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除、扶養控除など)を受けようとする方
 - 納付書や口座振替で納めた国民健康保険税や介護保険料などの社会保険料を控除として追加したい方
- ※『納付証明書』が必要な方は、税務課窓口で発行いたします(無料)。
- 児童手当、公営住宅入居、国民年金の納付猶予などの手続きをする方
 - 町外の方に扶養されている方
 - 無収入で税務上の扶養になっていない方
(17ページの右下二次元コードから申告できます)
- ※ 所得税の確定申告をする方は、町県民税申告をする必要はありません。

LINEで受付予約ができます!!

- 1) 日出町公式LINE(@hijitown)をお友達追加
- 2) 日出町公式LINEのトーク画面を開き、リッチメニュー上の『申請・予約』をタップ
- 3) 『確定申告受付予約』を選択
- 4) 案内に従って必要事項を入力



※予約開始は2月2日(月)からです。
※出張申告会場の予約はできません。
※予約(キャンセル)は、前日の16時までです。
※予約時にご来場できない場合はキャンセル扱いになります。
※予約枠は限りがあります。予約がない場合は、当日受付順になります。

受付時間(予約は30分刻みです)

9時~15時45分(11時30分~13時15分除く)
※水曜日のみ12時~、12時30分~も予約可

申告に必要な書類

■本人確認書類

【マイナンバーカードをお持ちの方】
マイナンバーカードだけで本人確認(番号確認と身元確認)ができます。

【マイナンバーカードをお持ちでない方】

① 番号確認書類
個人番号の記載がある住民票など または
通知カード(記載事項に変更のないもの)

+

② 身元確認書類
・運転免許証・健康保険証・パスポート
・障害者手帳などのうちどれか1つ

申告を行う本人だけでなく控除対象配偶者および扶養親族の個人番号も記載が必要です。

【利用者識別番号を取得した方】

(事前に税務署に届け出を行った方のみ)

スマホで申請された方 → スクリーンショット
パソコンや紙で申請された方 →
番号がわかる部分を印刷したもの、利用者識別番号通知書

■所得を証明するもの

【営業・農業等所得のある方】

売上額、仕入額、必要経費などが分かる書類(収支内訳書または帳簿)機械などを購入した場合は、領収書または売買契約書など

【給与・年金収入のある方】

勤務先からの『給与所得の源泉徴収票』、日本年金機構等発行の『公的年金等の源泉徴収票』

■各種控除を証明するもの

●社会保険料、国民年金保険料の支払証明書、生命保険料または地震保険料の控除証明書

●障害者手帳など

●医療費の明細書または医療保険者が発行した医療費通知(医療費のお知らせ)

※領収書の添付はできません。明細書は事前にご準備頂くようご協力をお願いします。

■還付申告の場合

申告者名義の預貯金口座が分かること